

平成30年1月26日

第43回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会結果概要

1 報告事項

(1) 前回の懇談会における意見交換内容についての取組状況

ア 精神障害のために措置入院となった者に対する支援のあり方について
第42回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会における合意に基づき、措置入院者への支援の充実に向けて、措置入院者が退院した後に県内で転居した場合の引継ぎの仕組み等、四県市が連携した取組や、財政支援、医療体制の整備及び措置入院制度に関する正しい知識の普及啓発等に関する国への働きかけ等を実施していることについて報告を受けた。

今後、精神保健福祉法の改正が予定されていることから、引き続き四県市で連携し、法改正への対応等の検討を進めていく。

2 意見交換

(1) 人口減少・少子高齢化社会における県・横浜・川崎・相模原市間の連携及び役割分担について

人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用し、真に必要なサービスを必要な人に確実に届けていくためには、広域自治体である県と大都市及び基礎自治体である3指定都市の役割分担を明確化し、行政効率を向上させていく必要があることから、①取組の広域化・最適化、②実態把握と全体調整、③広域的な連携体制の構築、の3つの視点に基づき、「救急医療電話相談の拡充」、「医療的ケアへの対応」、「災害時の医療供給体制の確保」を具体的な検討例として意見交換を行った。

ア 「救急医療電話相談の拡充」については、救急医療分野における広域連携の推進に向け、横浜市が実施中の救急電話相談事業の状況等を踏まえ、県と指定都市の連携による取組の広域化・最適化について検討することとした。

イ 「医療的ケアへの対応」については、医療的ケアを必要とする者への支援に向け、学校における支援体制を充実させていくとともに、地域における対象者を把握し、適切な支援を実施していくために、県と指定都市の連携による支援体制の強化に向けた取組について検討することとした。

ウ 「災害時の医療供給体制の確保」については、災害時には、医療需要が増大する一方で、医療機関や医薬品など供給できる医療資源が不足する状況になることから、特に医療的配慮を必要とする者への対応について、県と指定都市の連携による、実効性ある広域的な救護体制の構築について検討することとした。

今後も、県と指定都市の事業・施策に関する取組事例を積極的に共有するとともに、県と指定都市の連携及び役割分担等を明確化することで、行政効率を向上させ、県域を取り巻く環境変化や様々な課題に的確に対応できるよう、四県市が連携していくことで合意した。